

セキュリティトークン貸借取引の取扱いガイドライン

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

内容	備考
I 目的 本ガイドラインは、当社が運営するセキュリティトークン市場（以下、「START」という。）の取引参加者が行うセキュリティトークンの貸借取引に関し、セキュリティトークン貸借取引契約の締結、取引の方法等について標準的な必要事項を定め、セキュリティトークン貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 II 定義 このガイドラインにおける用語の定義は以下のとおりとする。 (1) セキュリティトークン 本ガイドラインに定めるセキュリティトークンは、セキュリティトークン取引に係る業務規程第2条第1項第3号及び第4号に定めるセキュリティトークンとし、以下「ST」という。 (2) セキュリティトークン貸借取引 当事者のいずれか一方（貸出者）が他方（借入者）にSTを貸し出し、合意された期間を経た後、借入者（II-(7)に定める。）が貸出者（II-(6)に定める。）に、対象銘柄と同種、同等、同量のSTを返還するSTの消費貸借取引をとし、以下「ST貸借取引」という。 (3) 取引参加者 本ガイドラインに定める取引参加者は、セキュリティトークン取引に係る業務規程第2条第1項第7号に定める者をいう。 (4) 特定投資家 金融商品取引法（以下、「金商法」という。）第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定投資家とみなされる者をいう。	本ガイドラインは標準的な仕様を提示したものであり、個別の取引における修正・変更等の対応を妨げるものではない。

内容	備考
(5) 個人投資家等 取引相手方のうち、Ⅱ-(4)に定める特定投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体以外の者をいう。 (6) 貸出者 ST貸借取引においてSTの貸出を行う者をいう。 (7) 借入者 ST貸借取引においてSTの借入を行う者をいう。 (8) 取引実行日 貸借期間の開始日として、契約で定めるものをいう。 (9) 取引決済日 貸借期間の終了日として、契約で定めるものをいう。 (10) 貸借期間 取引実行日から取引決済日までの期間をいう。 (11) 貸借料 借入者が貸出者に対してST貸出の対価として支払う金銭をいう。 (12) 担保金 貸出者が、ST返還請求権その他個別取引に関連して、借入者に対して有する一切の債権を担保するために借入者から受領する金銭をいう。 (13) 金利 担保金に付される利息をいう。 (14) 時価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ以下に定めるところによる。 ① ST STARTにおける最終価格（最終価格がないときは、翌営業日において有効な基準価格） ② 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、優先出資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。）及び新株予約権付社債券（同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下同	

内容	備考
じ。)又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。)、国内の取引所金融商品市場に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。)、投資信託受益証券及び投資証券(国内の取引所金融商品市場に上場されているもの) 国内の取引所金融商品市場における最終価格(国内の取引所金融商品市場において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段) ③ 投資信託受益証券及び投資証券(投資信託協会が前日の時価を発表するもの) 投資信託協会が発表する時価 ④ ②から③に掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債の取扱いに関する省令(平成16年財務省令第7号)第1条に規定する物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値) ⑤ ②から④に掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の取引所金融商品市場に上場されているもの 国内の取引所金融商品市場における最終価格(国内の取引所金融商品市場において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段) ⑥ ②から⑤に掲げる有価証券以外の有価証券等 合理的かつ適正な価格又は気配値 III ST貸借取引契約の締結 1 取引参加者は、ST貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、セキュリティトークンの貸借取引に関する基本契約書(以下「基本契約書」という。)を取り交わすものとする。 2 取引参加者は、III-1に規定する基本契約書に基づき、STを借り入れる場合は、その都度、取引相手方に対して、セキュリティトークンの貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書(以下「個別取引明細書」という。)を交付するものとする。 3 III-2の規定にかかわらず、次の(1)～(3)に掲げる要件をすべて満たす場合には、取引参加者は、	

内容	備考
個別取引明細書の交付を要しない。 (1) 取引相手方が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 ① 特定投資家であること。 ② 金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う取引参加者との間で、同法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約を締結していること。 (2) 取引参加者が取引相手方とあらかじめ個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。 (3) 取引参加者が取引相手方からの個別貸借取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。 4 取引参加者は、Ⅲ-1に規定する基本契約書には、次の(1)～(11)に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 個別のST貸借取引契約の締結の方法 (2) 貸借料の支払い方法 (3) STの引渡し方法 (4) 担保金等の差入れ等 (5) 権利処理 (6) 貸借期間満了前のSTの返還 (7) 契約不履行が生じた場合の措置 (8) 外国通貨による場合は、その支払方法 (9) 権利の譲渡、質入れの禁止 (10) 契約期間 (11) その他（特約事項） 5 Ⅲ-2及びⅢ-3に規定する個別取引明細書には、次の(1)～(8)に掲げる事項を記載するものとする。ただし、(8)に掲げる事項が基本契約書に記載されている場合は、同号に掲げる事項の記載を省略することができる。 (1) 約定日 (2) 銘柄名 (3) 貸借数量 (4) 貸出者	

内容	備考
(5) 借入者 (6) 貸借期間 (7) 貸借料 (8) その他（特約事項） 6 Ⅲ-3に基づき、個別取引明細書の交付を省略する場合には、取引参加者は、取引相手方との間でⅢ-5-(1)～(8)に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。 7 取引参加者は、Ⅲ-2に規定する個別取引明細書の交付に代えて、日本証券業協会規則の「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該取引参加者は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。 8 取引参加者は、Ⅲ-1に規定する基本取引契約書の取り交わし（以下「契約書の取り交わし」という。）に代えて、当該契約書の取り交わしを、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該取引参加者は、当該契約書の取り交わしを書面により行ったものとみなす。	
Ⅳ 担保金等の受入	
1 取引参加者は、ST貸借取引において貸出者となる場合の担保金については、借入者との合意のもとに決定するものとする。 2 取引参加者は、ST貸借取引において借入者となる場合の担保金については、その要否を含め、貸出者との合意のもとに決定するものとする。 3 取引参加者は、借入者から受け入れた担保金に対して金利を付すことができる。	
Ⅴ 担保金の代用	
1 Ⅳ及びⅥに規定する担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するものとする。 2 担保金代用有価証券の代用価格は、貸出者と借入者の合意に基づく価格とすることができるが、可能な限りその前日の時価に日本証券業協会の定める「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」第7条第2項各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とすることが望ましい。	

内容	備考
3 V-2において、貸借取引対象STに表示されている通貨と取引相手方から受け入れる担保金の代用の通貨（担保金の代用として有価証券等を受け入れる場合には、当該有価証券等に表示されている通貨）が異なる場合の当該通貨又は有価証券等の担保金への代用価格は、同一通貨のときの担保金への代用価格に100分の95を乗じた額を超えないものとするのが望ましい。 VI 担保金等の追加受入等 取引参加者は、借入者に貸し付けているSTの時価総額をSTARTにおける当該銘柄の最終価格（最終価格が無い場合は翌営業日の基準価格）を以て日々値洗いし、当該STの時価総額が当該借入者から受け入れている担保金総額及び担保金代用有価証券の時価総額に掛目を乗じた額と比較し、過不足が生じた場合は、速やかに借入者との合意に基づいて決定された追加担保金の受入れ又は余剰担保金の返還を行うものとする。ただし、借入者が借り入れたSTを売却する目的で行うST貸借取引において、当該借入者が売却代金を担保として差入れている場合の当該担保金の返還については、この限りでない。 VII 担保金等の返還 取引参加者は、貸借期間満了時に、取引相手方から貸借対象STの返還を受けた後に、速やかに担保金等を当該取引相手方に返還しなければならない。 VIII 貸借料の受入れ等 1 取引参加者がSTの貸出を行った場合に取引相手方から受け入れる貸借料は、当該取引相手方との合意により定めるものとする。 2 取引参加者がSTの借入を行った場合に取引相手方に対し支払う貸借料は、当該取引相手方との合意により定めるものとする。 IX 貸借残高等の照合 1 取引参加者は、取引相手方（特定投資家を除く。次項において同じ。）に対して、予め合意した頻度において、貸借対象ST、担保金等の残高について残高照合を行わなければならない。 2 IX-1に規定する残高照合を行う場合において、貸借対象ST、担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行わなければならない。	

内容	備考
X 新規のST貸借取引の禁止 取引参加者は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次の(1)～(3)に掲げる場合に該当するときには、当該相手方との間で新規にST貸借取引を行ってはならない。 (1) 既取引に係る受渡未済等、取引参加者に立替金があるとき。 (2) 担保金が未入となっているとき。 (3) 取引状況その他から不適當と認められるとき。 XI 社内規則の制定 取引参加者は、ST貸借取引を行うに当たっては、取引参加者の経営の健全性を確保するため、ST貸借取引等に関する社内規則を制定することが望ましい。 XII 社内管理体制の充実 取引参加者は、ST貸借取引が自社の社内規則または締結された基本契約等に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うよう努めるものとする。 XIII ST貸借取引状況の報告 取引参加者は、ST貸借取引の状況について、当社の求めあるときは、当社に報告しなければならない。 XIV 個人投資家等を貸出者とする取引 取引参加者は、STを相応に保有する個人投資家等を貸出者とするST貸借取引を行うに当たっては、本ガイドラインに準じてST貸借取引を行う。なお、その際には次の(1)～(4)に掲げる事項に関して説明を行い、ST貸借取引に伴うリスクについて当該個人投資家等の理解を得るように努め、当該個人投資家等の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得なければならない。 (1) ST 貸借取引の基本的仕組みに関する事項 (2) ST 貸借取引に伴うリスクに関する事項 (3) ST 貸借取引による権利者の権利義務に関する事項 (4) ST 貸借取引に関する税制等の取扱いに関する事項	

内容	備考

附則

- 1 本ガイドラインの主管は決済管理部とする。
- 2 2025 年 10 月 1 日に制定し、2025 年 10 月 1 日から施行する。